

地方消費者行政推進交付金（平成27年度予算案）

30億円
(27年度当初予算案)

趣旨

○引き続き高齢者の消費者被害の深刻化、改正消費者安全法の公布等を踏まえ、消費者行政の「現場」である地方公共団体が行う消費者の安全・安心確保に向けた取組を強力かつ安定的に支援するため、都道府県に「地方消費者行政推進交付金」(26年度予算:30億円)を交付。

20年度2次補正	150億円
21年度1次補正	72.7億円
24年度当初	5億円
	3.6億円(復興)
24年度補正	60.2億円
25年度当初	5億円
	7.3億円(復興)
25年度補正	15億円
26年度当初	30億円
	7億円(復興)
26年度補正案	20億円
27年度当初案	30億円
	4.8億円(復興)

1. トラブルに遭ったときに安心して相談できる社会基盤づくり

- 消費生活センター等の整備（新設、増設、拡充）
- 消費生活相談員の配置・養成
- 都道府県による市町村支援 等

⇒どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制を全国的に整備

⇒被害の拡大防止

2. 消費者問題解決力の高い地域社会づくり

- 消費者トラブルに遭うリスクの高い高齢者等の被害防止のための「地域の見守りネットワーク」の推進
- 消費生活協力員等の地域のリーダー育成
- 消費者教育推進法を踏まえた消費者教育・啓発の推進 等

⇒地域社会全体と消費者自身の対応力を強化

3. 国民一人ひとりの立場に立って安全・安心を確保

- 障害者や外国人への対応強化（情報提供・相談体制強化等）
- 土日祝日相談の拡充 等

⇒誰でも、いつでも相談・救済を受けられる地域体制を整備

※「地方消費者行政強化作戦」（26年1月策定）を推進。

※1.～3.のうち一部は、「国と地方とのコラボレーションによる先駆的プログラム」により実施

●各地方公共団体における消費者行政の計画的・安定的な取組を促進

●併せて、地方公共団体に対し「自主財源化計画」の策定を求めること等により、自主財源化を促し、長期的・自律的な地方消費者行政体制の充実・強化を促進

⇒ 地域の現場における対応力の強化を図り、「消費拡大」に資する「消費者の安全・安心」を幅広く確保